

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第13号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第三者行為による被害届」の次に「（別記様式第15号の2）」を加える。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第3号の2、別記様式第6号及び別記様式第8号中

「

届出者名		本人との関係	
連絡先電話番号			

」

を

「

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

」

に、「申請者 氏名」を「申請者 住所 氏名」に改める。

別記様式第13号中

を

保険者番号									
被保険者番号									
公費負担者番号									
公費受給者番号									/

に、

保険者番号	
被保険者番号	
公費負担者番号	
公費受給者番号	

」

「申請者 住所 _____」を

「申請者 住所（〒 - ） _____」に改める。

別記様式第15号の次に次の1様式を加える。

別記様式第15号の2（第14条関係）

第三者行為による被害届

被害者	被保険者証の記号番号		被保険者名(被害者名)		年	月	日生
加害者	住所		氏名		職業	TEL	
加害者の使用主	住所		氏名		職業	TEL	
負傷の日時及び場所	年 月 日		午前 午後	時 分頃	場所		
発病の原因又は負傷時の状況							
傷病又は負傷の程度			治ゆまでの見込み	入院 日	通院 日	医療費	円
	後期高齢者医療による (診療給付)		年 月 日からしている。していない。				
診療を受けた機関名	当初		移転後				
自動車事故の自動車の場合	自賠責保険会社名				証明書番号	第	号
	契約者住所				契約者氏名		
	所有者住所				所有者氏名		
	登録番号又は車両番号				車台番号		
	任意保険(対人)の有無	有	保険株式(相互)会社 農業協同組合			無	
損害賠償に関する交渉の経過							
<p>高齢者医療の確保に関する法律施行規則第46条の規定により、上記のとおりお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 印</p> <p>被害者との関係 ()</p> <p>保険者等代表者 北海道後期高齢者医療広域連合長 様</p>							
<p>注 1. 発病の原因又は負傷時の状況は、できるだけ詳細に記入してください。</p> <p>2. 損害賠償に関する交渉の経過は、例えば「〇月〇日見舞品をどれだけ受け取った」、「医療費、付添いの費用はどちらで負担する」等を詳細に記入し、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。</p> <p>3. 自動車のひき逃げ等で加害者が不明の場合は、その旨書いてください。</p> <p>4. 後日調査の必要上、関係者の電話番号等は、できるだけ記入してください。</p>							

別記様式第16号中

保険者番号							
被保険者番号							
公費負担者番号							
公費受給者番号							

を

保険者番号	
被保険者番号	
公費負担者番号	
公費受給者番号	

に、

療養に要した費用の額						食事回数			
審査認定額						療養に要した費用の額			
一部負担金						食事標準負担額			
支給金額									

を

療養に要した費用の額						食事回数			
審査認定額						療養に要した費用の額			
一部負担金						食事標準負担額			
支給金額									

に、

「申請者 住所 _____」を

「申請者 住所 (〒 -) _____」に改める。

別記様式第17号、別記様式第18号の2、別記様式第19号及び別記様式第20号の3中

届出者名		本人との関係	
連絡先電話番号			

を

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

に、「申請者 氏名」を「申請者 住所 氏名」に改める。

別記様式第21号中

「申請者 住所 _____」を

「申請者 住所 (〒 -) _____」に改める。

別記様式第22号中

「

支給金額									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

支給金額	
------	--

」に、

「申請者 住所 _____」を

「申請者 住所 (〒 -) _____」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。